

青森県庁舎電気供給仕様書

1 概要

- (1) 件名 青森県庁舎で使用する電気の供給
- (2) 需要場所 青森県庁舎
青森県青森市長島一丁目1番1号
- (3) 業種及び用途 官公署（事務所）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） : 6,000ボルト
 - エ 標準周波数 : 50ヘルツ
 - オ 受電方式 : 1回線受電方式
- (2) 契約電力、予定使用電力等
 - ア 予定契約電力 : 1,800キロワット
 - イ 予定使用電力量 : 6,840,000キロワット時
(月別の予定使用電力量は別紙のとおり)
- (3) 供給期間
令和7年4月1日0:00 から 令和8年3月31日24:00 まで
- (4) 需給地点
敷地西側（八甲通り）高圧引込開閉器電源側接続点
- (5) 電気工作物の財産分界点
(4)と同じ。
- (6) 保安上の責任分界点
(4)と同じ。

3 対価の支払方法

- (1) 契約における料金区分は、別紙「月別予定最大需用電力及び使用電力量」を基に算出した場合に入札価格の範囲内となることを条件として、発注者と受注者で協議の上設定する。ただし、基本料金単価及び電力量料金単価は、旧一般電気事業者が定める標準プランをそれぞれ超えない単価とする。
なお、料金等を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワットとし、その端数は小数点第1位を四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は1キロワット時とし、その端数は小数点第1位を四捨五入する。

ウ 料金等の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

エ 消費税額及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(2) 受注者は、原則として、翌月1日に使用電力量を電力量計により計量し、月ごとに電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）を、発注者に対し請求書により請求するものとする。

(3) 前項に規定する電気料金は、以下に掲げる金額の合計金額とする。

ア 契約電力に基本料金単価を乗じて得た額

イ 使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た額（燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額）

ウ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金

(4) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、青森県の地域を供給区域とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。

4 その他

(1) 力率の保持のため自動力率調整装置を設置しているため、契約期間中は100%を保持する予定である。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 以下の非常用発電設備を有している。構成は以下のとおり。

- ・ 高圧750kVA 1台（北棟）
- ・ 低圧340kVA 1台（北棟）
- ・ 高圧650kVA 3台（西棟）
- ・ 高圧250kVA 2台（東棟・西棟）
- ・ 高圧750kVA 2台（警察本部棟）

(4) 蓄熱式負荷設備は有していない。

(5) 太陽光発電設備は有していない。

(6) 供給者はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）等に関して、発注者から有効電力量等必要なデータ提供を求められた場合はこれに応じること。

(7) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

別紙

月別予定最大需要電力及び使用電力量

年月	予定最大需要電力 [kW]	予定使用電力量[kWh]		
		昼間電力量	夜間電力量	計
令和7年 4月	1,400	310,000	210,000	520,000
5月	1,200	300,000	200,000	500,000
6月	1,500	310,000	200,000	510,000
7月	1,600	350,000	230,000	580,000
8月	1,600	360,000	240,000	600,000
9月	1,600	320,000	220,000	540,000
10月	1,500	310,000	210,000	520,000
11月	1,600	310,000	210,000	520,000
12月	1,700	380,000	250,000	630,000
令和8年 1月	1,800	380,000	260,000	640,000
2月	1,700	360,000	240,000	600,000
3月	1,700	410,000	270,000	680,000
計	1,800	4,100,000	2,740,000	6,840,000